

2 誓約書の記入要領と記入例

- ① 誓約書は、登録申請者及びその役員並びに法定代理人及び法定代理人の役員が、登録を申請するに当たり、下の登録拒否事由に該当していないことを誓約する書面です。
- ② 誓約書には、申請書を提出する年月日と申請者の氏名を記入します。
登録申請者が個人の場合は、申請者本人の氏名を記入し、法人の場合は商号と代表者（代表取締役、代表社員、理事長など）の役名・氏名を記入します。
- ③ 「誓約書」は、登録を受けようとする都道府県知事に対して誓約するものですから、登録を受けようとする都道府県知事宛てであることを記入します。
- ④ 申請者が、解体工事業に関し、成年と同一の能力を有しない未成年者である場合、「申請者」の下に法定代理人の氏名を記入します。

登録を受けられない条件（登録を拒否される事由）

- 1・解体工事業の登録を取り消された日から、2年を経過していない者
- 2・解体工事業の業務停止を命ぜられ、その停止期間が経過していない者
- 3・解体工事業の登録を取り消された法人において、その処分日の前30日以内に役員であり、かつその処分日から2年を経過していない者
- 4・建設リサイクル法に違反して罰金以上の刑罰を受け、その執行が終わってから2年を経過していない者
- 5・暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（暴力団員等）
- 6・解体工事業者が法人の場合、役員の中に、上記1～5のいずれかに該当する者がいるとき
- 7・解体工事業者が未成年で、法定代理人を立てている場合、法定代理人が上記1～5のいずれかに該当するとき
- 8・法第31条に該当する者（技術管理者）を選定していない者
- 9・暴力団員等がその事業活動を支配する者

誓 約 書

登録申請者及びその役員並びに法定代理人及び法定代理人の役員は、
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第24条第1項各号に
該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者 株式会社 埼玉解体
代表取締役 埼玉 一男

埼玉県知事 殿